令和５年度

人事行政の運営等の
状況について

音　更　町

Ⅰ　職員の任免、人数及び人事評価に関する状況について

1　学歴別採用状況　（単位人）

区分	大学卒	短大卒	高校卒	合計
5年度	14	2	4	20
前年度	10	6	4	20
増減	4	▲ 4		

（注）各年度中に採用した人数である。

2　事由別退職状況　（単位人）

区分	定年退職	勧奨退職	その他					合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
5年度		3	5					8
前年度	10	6	8					24
増減	▲ 10	▲ 3	▲ 3					▲ 16

（注）各年度中に退職した人数である。

3　部門別職員数の状況　（単位人）

区分	職員数		対前年度増減数		5年度の主な増減理由
	5年度	前年度	5年度	前年度	
一般行政部門	229	228	1	6	事業体制強化
特別行政部門（教育）	34	30	4	1	事業体制強化
公営企業等会計部門	25	25			
合計	288	283	5	7	
条例上の定数	305	299	6	13	

（注）各年度４月１日現在の状況である。

4　フルタイム会計年度任用職員の任用状況

（単位人）

5年度	27
前年度	32
増減	▲ 5

５　人事評価の状況

区分	内容等
概要	人事評価制度は、職員の能力を最大限に引き出し、一人ひとりの意欲･気付き･自発性の増進を図り、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上や人材を育成することによる住民サービスの向上を図ることを目的に実施している。評価期間は毎年４月１日から翌年３月３１日までとし、対象職員ごとに業務目標を定め、自己評価と評価者との面談をもとに能力と実績の評価を行っている。

※各職員に対する評価者は次のとおり

区分	被評価者（対象者）	自己評価	１次評価	２次評価	調整者	確定者
町長の事務部局の職員	部長級	本人	副町長	―	副町長	町長
	次長級・課長級	本人	部長級	副町長		
	課長補佐級・係長級	本人	次長級・課長級	部長級		
	主任級・主事級	本人	次長級・課長級	部長級		
教育委員会の事務部局の職員	部長級	本人	教育長	―	教育長	町長
	次長級・課長級	本人	部長級	教育長		
	課長補佐級・係長級	本人	次長級・課長級	部長級		
	主任級・主事級	本人	次長級・課長級	部長級		
上下水道事業の事務部局の職員	部長級	本人	公営企業管理者	―	公営企業管理者	町長
	次長級・課長級	本人	部長級	公営企業管理者		
	課長補佐級・係長級	本人	次長級・課長級	部長級		
	主任級・主事級	本人	次長級・課長級	部長級		

会計年度任用職員

被評価者（対象者の区分）	自己評価	評価者	確認者
保育園に配置された職員	行わない	園長	次長級・課長級
小中学校に配置された職員		職員が所属する学校の教頭又は主幹教諭	職員が所属する学校の校長
その他の職員		職員が所属する部署の課長補佐級又は係長級の者のうち上位の職位	次長級・課長級

Ⅱ　職員の給与の状況について

1　人件費の状況

（1）上下水道事業に係る会計以外の会計　（単位人・円・％・ポイント）

区分		住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
普通会計	5年度	42,731	24,817,969,143	458,125,323	2,019,784,500	8.1
	前年度	43,105	22,799,597,745	605,135,004	2,121,454,990	9.3
	増減	▲ 374	2,018,371,398	▲ 147,009,681	▲ 101,670,490	▲ 1.2
公営企業等会計	5年度	42,731	8,523,674,365	52,741,158	80,133,035	0.9
	前年度	43,105	8,168,864,215	208,900,016	74,540,127	0.9
	増減	▲ 374	354,810,150	▲ 156,158,858	5,592,908	0.0
合計	5年度	42,731	33,341,643,508	510,866,481	2,099,917,535	6.3
	前年度	43,105	30,968,461,960	814,035,020	2,195,995,117	7.1
	増減	▲ 374	2,373,181,548	▲ 303,168,539	▲ 96,077,582	▲ 0.8

（2）上下水道事業に係る会計　（単位円・％・ポイント）

区分	総費用(A)	純損益	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)
5年度	2,140,582,868	246,174,605	115,698,211	5.4
前年度	2,135,546,922	273,675,284	115,177,256	5.4
増減	5,035,946	▲ 27,500,679	520,955	0.0

（注）1　各年度の決算による。
　　2　住民基本台帳人口は各年度末現在のものである。

2　職員給与費の状況　（単位人・円）

区分		職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
			給料	職員手当	期末勤勉手当	合計(B)	
普通会計	5年度	262	954,818,192	256,824,672	379,695,015	1,591,337,879	6,073,809
	前年度	260	946,859,621	271,534,977	362,568,154	1,580,962,752	6,080,626
	増減	2	7,958,571	▲ 14,710,305	17,126,861	10,375,127	▲ 6,817
上下水道事業に係る会計以外の公営企業等会計	5年度	11	37,590,435	14,125,536	13,185,492	64,901,463	5,900,133
	前年度	11	34,081,863	12,766,787	11,277,558	58,126,208	5,284,201
	増減		3,508,572	1,358,749	1,907,934	6,775,255	615,932
上下水道事業に係る会計	5年度	15	53,389,625	15,429,335	22,601,756	91,420,716	6,094,714
	前年度	15	53,321,781	12,335,188	21,187,477	86,844,446	5,789,630
	増減		67,844	3,094,147	1,414,279	4,576,270	305,084
合計	5年度	288	1,045,798,252	286,379,543	415,482,263	1,747,660,058	6,068,264
	前年度	286	1,034,263,265	296,636,952	395,033,189	1,725,933,406	6,034,732
	増減	2	11,534,987	▲ 10,257,409	20,449,074	21,726,652	33,532
フルタイム会計年度任用職員	5年度	27	63,058,817	7,391,564	19,641,152	90,091,533	3,336,723
	前年度	32	69,582,710	8,810,433	22,158,296	100,551,439	3,142,232
	増減	▲ 5	▲ 6,523,893	▲ 1,418,869	▲ 2,517,144	▲ 10,459,906	194,491

（注）1　各年度の決算による。
　　2　職員手当は退職手当及び期末勤勉手当を除いた諸手当の総額である。

３　平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額等の状況　　（単位歳・円）

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	5年度	42.75	308,586	406,745
	前年度	42.37	313,124	415,885
	増減	0.38	▲ 4,538	▲ 9,140
一般行政職以外の職員で行政職給料表が適用される者	5年度	41.35	300,860	403,125
	前年度	42.31	312,131	392,657
	増減	▲ 0.96	▲ 11,271	10,468
行政職給料表が適用される職員合計	5年度	42.52	307,284	406,135
	前年度	42.36	312,954	411,895
	増減	0.16	▲ 5,670	▲ 5,760
看護・保健職	5年度	37.76	289,010	361,250
	前年度	37.48	295,486	359,262
	増減	0.28	▲ 6,476	1,988

（注）１　各年度４月１日現在の状況である。
　　２　平均給与月額は、給料月額と諸手当（寒冷地手当、期末勤勉手当及び退職手当を除く。）の額を合計したものである。

４　級別職員数の状況　　（単位人・％・ポイント）

区分		標準的な職務内容	職員数			構成比		
			5年度	前年度	増減	5年度	前年度	増減
行政職給料表が適用される職員	１級	主事	32	28	4	11.12	9.89	1.23
	２級	主事	31	27	4	10.77	9.54	1.23
	３級	係長　主任	107	97	10	37.15	34.29	2.86
	４級	係長　主任	30	31	▲ 1	10.42	10.95	▲ 0.53
	５級	課長補佐　係長	24	37	▲ 13	8.33	13.07	▲ 4.74
	６級	部次長　課長	33	32	1	11.45	11.31	0.14
	７級	部長	10	10		3.47	3.53	▲ 0.06
看護・保健職	１級	准看護師　専門員	1	0	1	0.35		0.35
	２級	保健師　看護師　准看護師	4	4		1.39	1.41	▲ 0.02
	３級	主任	7	7		2.43	2.47	▲ 0.04
	４級	係長　主任	6	6		2.08	2.12	▲ 0.04
	５級	課長補佐	2	3	▲ 1	0.69	1.06	▲ 0.37
	６級	課長	1	1		0.35	0.35	

（注）　各年度４月１日現在の状況である。

5　期末勤勉手当の状況　（単位円・月分）

区分			金額等	
１人当たり平均支給額	常勤・再任用職員	5年度	1,442,647円	
		前年度	1,381,235円	
		増減	61,412円	
	フルタイム会計年度任用職員	5年度	727,450円	
		前年度	692,447円	
		増減	35,003円	
支給割合	常勤職員	5年度	2.45月	2.05月
		前年度	2.40月	2.00月
		増減	0.05月	0.05月
	再任用職員	5年度	1.375月	0.975月
		前年度	1.35月	0.95月
		増減	0.025月	0.025月
	フルタイム会計年度任用職員	5年度	2.40月	1.60月
		前年度	2.40月	1.52月
		増減		0.08月
加算措置の状況（職制上の段階、職務の級等による加算措置）			5/100～15/100	

（注）１　各年度の決算による。
　　２　支給割合の左欄は期末手当、右欄は勤勉手当のものである。

6　退職手当の状況

（１）常勤職員　（単位月分・円）

区分		自己都合	勧奨・定年
支給割合	勤続２０年	19.6695 月	24.586875 月
	勤続２５年	28.0395 月	33.27075 月
	勤続３５年	39.7575 月	47.709 月
	最高限度額	47.709 月	47.709 月
その他の加算措置			定年前早期退職特例措置 1年につき3パーセント（定年前1年以内は2パーセント）加算
１人当たり平均支給額		1,919,374 円	21,546,431 円

（注）１　令和５年４月１日現在の状況である。
　　２　１人当たり平均支給額は、令和５年度中に退職した職員に支給された退職手当の額の平均である。

（２）フルタイム会計年度任用職員　（単位円）

１人当たり平均支給額	936,812 円

（注）令和５年度中に退職した職員に支給された金額の平均である。

7　特殊勤務手当の状況　（単位円・％・ポイント）

支給実績	5年度	92,000
	前年度	88,500
	増減	3,500
支給職員１人当たり平均支給年額	5年度	5,412
	前年度	7,375
	増減	▲ 1,963
職員全体に占める手当支給職員の割合	5年度	5.9
	前年度	4.2
	増減	1.7
手当の種類（手当数）		3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務従事手当	健康推進課等で該当する業務に従事する者	感染症患者等の救護等	１日につき500円
行旅死亡人取扱従事手当	福祉課等で該当する業務に従事する者	行旅死亡人の収容等	１日につき3,500円
野犬等取扱従事手当	土木課等で該当する業務に従事する者	野犬掃とう等	１日につき500円

（注）１　各年度の決算による。
　　２　手当の種類等は、各年度４月１日現在の状況である。

8　時間外勤務手当の状況　（単位円）

支給実績	常勤・再任用職員	5年度	145,601,396
		前年度	155,871,468
		増減	▲ 10,270,072
	フルタイム会計年度任用職員	5年度	2,453,641
		前年度	2,089,075
		増減	364,566
職員１人当たり平均支給年額	常勤・再任用職員	5年度	505,560
		前年度	545,005
		増減	▲ 39,445
	フルタイム会計年度任用職員	5年度	90,876
		前年度	65,284
		増減	25,592

（注）各年度の決算による。

9　その他の手当の状況　　（単位円）

区分		内容及び支給単価	支給実績			支給職員１人当たり平均支給年額		
			5年度	前年度	増減	5年度	前年度	増減
扶養手当	常勤職員	扶養親族のある者に支給（月額） 配偶者他　6,500円 子　　10,000円	31,975,474	31,708,059	267,415	233,398	229,769	3,629
	フルタイム会計年度任用職員		156,000	268,500	▲ 112,500	78,000	67,125	10,875
住居手当	常勤職員	借家等に居住し家賃を支払っている者に支給（月額） 借家等27,000円上限	23,110,326	23,744,072	▲ 633,746	278,438	272,920	5,518
	フルタイム会計年度任用職員		1,956,000	3,235,000	▲ 1,279,000	279,429	231,071	48,358
通勤手当	常勤・再任用職員	通勤距離が片道2km以上で交通機関又は自動車等の交通用具を使用する者に支給（月額） 交通機関50,000円上限 交通用具 通勤距離に応じた定額 （2～5km2,000円 5～10km4,200円 10～15km7,100円ほか）	10,757,017	10,608,156	148,861	46,974	48,001	▲ 1,027
	フルタイム会計年度任用職員		1,447,379	1,522,738	▲ 75,359	57,895	60,910	▲ 3,015
管理職手当	常勤職員	管理監督の地位にある職員のうち指定される職にある者に支給（月額） 1種100分の15 2種100分の12 3種100分の9 （いずれも給料月額に対する割合）	32,928,777	32,041,395	887,382	588,014	593,359	▲ 5,345
宿日直手当	常勤職員	宿日直勤務に従事した者に支給（1回につき）4,400円	0	431,200	▲ 431,200	0	4,400	▲ 4,400
寒冷地手当	常勤職員	11月から3月まで基準日に在職する者に支給（月額） 扶養親族のある世帯主 26,380円（21,104円） 扶養親族のない世帯主 14,580円（11,664円） その他 10,340円（8,272円） （注）（）内はフルタイム会計年度任用職員の金額	25,609,553	26,014,102	▲ 404,549	96,277	97,431	▲ 1,154
	フルタイム会計年度任用職員		1,378,544	1,695,120	▲ 316,576	51,057	54,681	▲ 3,624

（注）各年度の決算による。

Ⅲ　職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業の状況について

１　勤務時間の状況

１週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時刻	終業時刻	休憩時刻	週休日
38時間45分	午前8時45分	午後5時30分	午後0時から 午後1時まで	土曜日・ 日曜日

（注）１　各年度４月１日現在の状況である。
　　２　標準的な職場における状況である。

２　年次有給休暇の状況

（単位日・％）

区分	内容等								
制度の概要	心身の疲労回復、労働力の維持培養を図るための制度。年間２０日間を上限として付与される（前年付与日数を上限に翌年に繰り越すことができる。）。								
１人当たりの取得状況	5年			前年			前々年		
	付与数	取得数	消化率	付与数	取得数	消化率	付与数	取得数	消化率
	38.0	12.4	32.7	38.6	10.4	27.1	39.0	9.9	25.4
フルタイム会計年度任用職員	24.0	10.5	43.6	20.9	9.7	46.5	18.9	9.6	50.9

３　育児休業の状況

（単位人）

区分	内容等								
制度の概要	子を養育する職員の継続的な勤務を促進することにより、職員の福祉を増進させるとともに行政の円滑な運営に資するための制度。子が満３歳に達する日まで行うことができる。								
取得状況	5年度			前年度			前々年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	2	7	9	7	11	18	0	9	9
フルタイム会計年度任用職員	0	2	2	0	1	1	0	0	0

（注）当該年度の全部又は一部で育児休業をした職員数である。

４　その他の主な勤務条件の状況

区分	内容等
休日等	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から翌年１月３日までの日
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇制度
特別休暇	選挙権行使、結婚、出産、交通機関の事故等の事由により、勤務しないことが相当である場合の休暇制度
介護休暇	配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢のために日常生活を営むのに支障があり、その者の介護をするため勤務しないことが相当である場合の休暇制度
介護時間	要介護者の介護のため、連続する３年の期間内において、１日につき２時間を超えない範囲内で取得可能な休暇制度
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事する場合の休暇制度

Ⅳ　職員の分限処分及び懲戒処分の状況について

１　分限処分の状況　（単位件）

処分事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	6	6
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
地方公務員法第２８条第４項により失職したもの	0	0	0	0
合計	0	0	6	6

（注）令和５年度中に行われた処分の状況である。

２　懲戒処分の状況　（単位件）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

（注）令和５年度中に行われた処分の状況である。

Ⅴ　職員の服務及び退職管理の状況について

１　職員の服務の状況

区分	内容等
服務の根本基準	全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないこと。
服務の宣誓	服務の宣誓をしなければならないこと。
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	法令等に従い、上司の職務命令に忠実に従って職務を遂行しなければならないこと。
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、不名誉となるような行為をしてはならないこと。
秘密を守る義務	在職中・退職後に関わらず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
職務に専念する義務	勤務時間・職務上の注意力のすべてを職責遂行のために用い、自らが行うべき職務にのみ従事しなければならないこと。
政治的行為の制限	次のような政治的行為をしてはならないこと。 １　政治的団体等の結成に関与したり、このような団体等の役員となること。 ２　政治的団体等の構成員となるように、又はならないように勧誘運動をすること。 ３　特定の政治的団体等に対し支持・反対する目的で、又は公の選挙等において特定の人等に対し支持・反対する目的で、次のような政治的行為をすること。（ただし、町外においては（１）・（２）・（３）の行為を行うことができる。） （１）公の選挙等において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。 （２）署名運動を企画、主宰するなどこれに積極的に関与すること。 （３）寄附金等の募集に関与すること。 （４）文書・図面の役場庁舎等への掲示や庁舎等の利用を行ったり、又は行わせたりすること。
争議行為等の禁止	住民に対しての同盟罷業・怠業等の争議行為や業務の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならないこと。
営利企業等の従事制限	許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社等の役員等の地位を兼ねたり、自ら営利を目的とする私企業を営んだり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならないこと。

２　退職管理の状況

区分	内容等
概要	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行（平成２８年４月１日）により、本町を退職し営利企業などに再就職した元職員による、離職前の職務に関する現職職員への働きかけが禁止された。
状況	音更町職員の退職管理に関する規則を平成２８年９月３０日に制定し、退職管理の適正化に取り組んでいる。

Ⅵ　職員の研修に関する状況について

1　研修の状況　（単位人）

区分	内容	参加者数
派遣研修	北海道や行政課題の先進地に職員を派遣することにより、相互協力関係の構築と職員の資質向上や意識改革を図るための研修等	2
委託研修	自治大学校、中央研修所、道市町村職員研修センター等の研修機関において、職務遂行上必要な一般的・専門的能力を養成するための研修等	182
職場研修	実務に即した実践的な研修等	636

（注）令和５年度中に行われた研修の状況である。

Ⅶ　職員の福祉及び利益の保護の状況について

1　共済組合・福祉協会の事業の状況

区分		内容等
共済組合	名称	北海道市町村職員共済組合
	短期給付事業	職員やその扶養親族の公務外の病気・ケガ等に対し、療養の給付等を行う。
	長期給付事業	年金給付等を行う。
	福祉事業	資金の貸付け、保健事業、貯金事業等職員やその扶養親族の福祉と健康の増進を図るための事業を行う。
福祉協会	名称	北海道市町村職員福祉協会（共同互助会）
	福利厚生事業	健康保持増進・保健思想の普及向上などを目的に各種の助成・給付を行う。
	負担金事業	地方公務員法第42条の厚生制度として事業主が行うべき職員の元気回復等の健康保持増進事業を行う。
	公費負担総額等	負担総額879千円（負担率50%）、1人当たり公費負担額2,790円
	医療給付事業	医療費の自己負担額に対し、一定の金額の給付を行う。
	貸付事業	臨時の出費や被扶養者の入学・修学に用いる費用について貸付けを行う。
	生命共済事業	保険会社との契約により、死亡・障害・入院等の保障を行う。

詳しい事業内容は、北海道市町村職員福祉協会のホームページをご覧ください。

2　健康診断の実施状況

（単位人）

区分	内容等	受診者数
健康診断	総合健診の対象とならない全職員を対象とした一般検査・血液検査・心電図検査	90
職業病特別健康診断	保育士職の腰痛検査	20
総合健診	４０歳以上の全職員及び３０歳以上４０歳未満の半数を対象とした健診で、定期健康診断の内容に生活習慣病に関する内容を加えたもの	223
乳がん検診	女性職員を対象とした乳がんの検査	23
子宮がん検診	女性職員を対象とした子宮がんの検査	12
脳ドック	３５歳以上の職員を対象とした脳の検査	11

（注）令和５年度中に行われた健康診断の状況である。

3　職員住宅の状況

（単位件）

区分	内容等	件数
職員住宅	同居親族を有する職員向けに、１月当たり賃貸料１６，５００円で貸与している。	4

（注）令和５年度中に行った貸与の状況である。

4　職員住宅建築資金貸付基金の状況

（単位件）

区分	内容等	件数
新築	１戸につき１５０万円を限度に年利１．５パーセントで貸し付けている。	0
増改築	１戸につき１２０万円を限度に年利１．５パーセントで貸し付けている。	1

（注）令和５年度中に行った貸付けの状況である。

5　公務災害補償の状況

（単位件）

区分	内容等	件数
公務災害補償	公務上の災害について療養補償などを行う。	2
通勤災害補償	通勤途上の災害について療養補償などを行う。	0

（注）令和５年度中に行った公務災害補償の状況である。

6　公平委員会制度の概要

区分	内容等
勤務条件に関する措置要求の審査	職員の給与、勤務時間等の勤務条件に関する措置の要求について審査・判定をし、必要な措置を執ること。
不利益処分の不服申立ての審査	職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対し裁決・決定をすること。
苦情処理	上記を除き、職員からの勤務条件等の人事管理に関する苦情の申出及び相談を処理すること。
職員団体の登録	職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体を職員団体として登録すること。

Ⅷ　勤務条件に関する措置の要求の状況について

令和５年度における処理件数なし

Ⅸ　不利益処分に関する審査請求の状況について

令和５年度における処理件数なし